

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

基山町長 様

基山町移住支援金交付申請書

基山町移住支援金交付要綱第5条の規定により、基山町移住支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		生年	年 月 日
氏名		月日	
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する方に○を付けてください。）

単身・世帯の区分	単身・世帯	移住支援金の種類	就業・テレワーク・起業関係人口
世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1の申請者を含む。）	人	左記世帯員の人数のうち18歳未満の者（申請日が属する年度の4月1日時点）の人数	人

3 移住元の住所

住所	〒
----	---

4 東京23区内への在勤履歴（※5年以上の在勤履歴を記載）

期間	就業先	勤務地

※ 東京23区内への在勤後、移住前に東京23区外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

5 各種確認事項（該当する方に○を付けてください。）

別紙1「基山町移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する・誓約しない
別紙1「佐賀県及び基山町移住支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について	同意する・同意しない
申請日から5年以上継続して、基山町に居住する意思について	意思がある・意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	意思がある・意思がない
（さがジョブナビ掲載求人の場合）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に 該当しない・該当する
（テレワークの場合）基山町への移住の意思について	自己の意思・所属からの命令

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度 （該当する項目に○を付けてください。）	週・月・年 回程度/行くことはない/その他 ()

別紙 1

基山町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 佐賀県及び基山町移住支援事業に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び基山町から求められた場合には、それに応じます。

- 2 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、基山町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 3 以下の場合には、基山町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等をした場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合：半額

- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される基山町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

佐賀県及び基山町移住支援事業に係る個人情報の取扱い

佐賀県及び基山町は、佐賀県及び基山町移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、佐賀県及び基山町が定める

個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、佐賀県及び基山町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。